

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	坂田
日 時	平成25年6月18日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 2 時 20 分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口		
理事者 出席者	小川健康福祉部長 木曾健康福祉部担当部長 俣野地域福祉課長 秋山地域福祉課担当課長 佐々木地域福祉課副課長 広瀬子育て支援課長 桜井障害福祉課長 玉記高齢福祉課長 大矢健康増進課長 塚本健康増進課副課長		
事務局	阿久根副課長、坂田		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

受理番号 1 年金 2.5%削減を中止するよう意見書提出を求める請願

<休憩 10:05～10:40>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明][質疑]

なし

[討論]

< 藤本委員 >

反対。請願からは毎年2.5%か3年間で2.5%引下げなのか解らない。現在、国民会議で検討中の税と年金の一体改革の動向を注視していきたい。

< 苗村委員 >

賛成。税収減額は、是非試算していただきたい。本市の地域経済及び財政への影響は計り知れないものがある。若い世代の保険料未納問題もあり、年金削減は将来不安や年金不信など市民に大きな影響を及ぼすことになる。

< 眞継委員 >

反対。マクロ経済スライドは物価スライドだけでなく、平均寿命や年金保険者の減少などを総合的に勘案しスライドさせることである。賃金や物価が上昇すれば年金額は上がるが、その伸びが少なく名目成長率に達しない場合は連動しないとなっている。請願はマクロ経済スライドになり年金が上がらないとしているが違うと考える。また試算根拠の数字にも疑問がある。

< 西口委員 >

反対。請願は別の解釈に取り違える可能性があり不十分である。平成12年から

14年の物価下落時には特例措置により、年金引下げを見合わせてきた経過があり、7兆円の過払いになっている。世代間負担の公平性を図ることや弱者に対する配慮もあり、請願の内容は納得出来ない。

<立花委員>

賛成。今年10月から3年間で2.5%削減する法案は衆議院で成立している。世代間格差を解消するための2.5%削減だが、改めて10年遡って削減するのは理屈に合わない。またアベノミクスで2%消費者物価を上げるなら年金も上げるべきであり、それをしないで引き下げるのは非常に不適切で問題があり、意見書の提出は重要と考える。

<酒井副委員長>

反対。今回の法案は年金制度を持続可能にするための措置と考える。引き下げに伴い収入が減るとあるが、裏を返すとそれだけ多くの額が支給される予定だったことであり、2000年から2011年までの本来の額との乖離は7兆円になる。これは次世代につけを回して運用していたことにならないか。また今回の改正と同時に低年金者への配慮として、月額最大5千円が給付される年金生活者支援給付金の法案も成立している。しかし実際の生活の厳しさが増すことは目に見えており、整理した内容で意見書を考える余地はあるが、現時点で請願内容は反対である。

[採決]

受理番号1 年金2.5%削減を中止するよう意見書提出を求める請願

挙手 少数 不採択(賛成:苗村、立花)

~10:56

4 議案審査

[理事者入室]健康福祉部

<健康福祉部長>

あいさつ

(1)第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

<高齢福祉課長、子育て支援課長、地域福祉課担当課長>

資料に基づき説明

~11:09

[質疑]

<竹田委員>

これで全てのグループホーム等にスプリンクラー設備が設置されるのか。

<高齢福祉課長>

市内にグループホーム6施設、居宅介護施設4施設あるが、今回の設置で全て完了する。

<立花委員>

この金額でスプリンクラー設備が全室に設置出来るか。

保育士等処遇改善助成経費の事務経費はどこの保育所分か。

<高齢福祉課長>

金額の算出は基準額を延べ面積で計算したものであり、全室これでカバーが出来る。工事の手法もあるが、工事費の半分が補助出来ると考える。

<子育て支援課長>

この事業に対しての事務費が1園15万円、7園で105万円になる。事務経費については事業を行うための全体事務費である。

<藤本委員>

今までグループホームにおけるスプリンクラー設備について、消防法の設置義務は無かったのか。

民間保育士の月額平均賃金は。

<高齢福祉課長>

グループホーム275㎡未満の施設について設置義務は無かった。

<子育て支援課長>

民間保育園の月額賃金は把握していない。国の基準をもとに支払われている。

<藤本委員>

現在の民間保育所の月額賃金は国の基準より低いのか。

<子育て支援課長>

現在が低い訳でなく、国の基準が改正される。

<苗村委員>

スプリンクラー設備設置について、補助対象は工事費の半分なのか。

<高齢福祉課長>

補助金は工事費に対してでなく、施設の延べ面積に対し1㎡当たり9千円である。

(2) 第2号議案 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

<健康増進課長>

資料に基づき説明

~ 11 : 18

[質疑]

<藤本委員>

条例は発生時の対策本部設置であるが、予防対策はどうか。

<健康増進課長>

新型インフルエンザ等に関して予防対策はない。有事の際には以前策定した「亀岡市新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて対応する。

<苗村委員>

現在の感染状況は。

<健康増進課長>

6月7日現在で中国の患者数は132名であり、うち死者38名である。患者数の増加はない。

<苗村委員>

現在、対策本部を設置するような緊急事態でないか。

<健康増進課長>

設置する事態でない。

<立花委員>

発生時には、対策本部を設置する以前に、対応するのが先決では。

<健康増進課長>

普段から瞬時に対応出来るよう体制を整えており、現行の行動計画に基づき対策

本部設置と並行し対応する。

<健康福祉部長>

以前から本市では法律や条例に関係なく、市民に甚大な影響を及ぼす場合は対策本部を設置している。今回の法律は国民生活や命に甚大な影響を及ぼす場合、感染拡大を最小限に防止するため、国や府による医療体制の確保など市町村に負担をかけない内容の趣旨である。

<眞継委員>

条例名の「等」の意味は。

<健康福祉部長>

今後において未確認の感染被害の可能性と考える。

<眞継委員>

新型インフルエンザに限らずに、広く国民に影響を与える事態には、今回の対策本部で対応するのか。

<健康福祉部長>

国が判断して都道府県に指示した場合、市町村も同様の対応を行う。

<藤本委員>

予防医学が大切と考える。今後において積極的な予防対策を願う。

(3)第3号議案 亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

<子育て支援課長>

資料に基づき説明

~ 1 1 : 3 6

[質疑]

<苗村委員>

父子家庭に拡大した場合の世帯数は。

所得制限を引下げた場合の世帯数は。

現行と改正後の支給総額の差は。

<子育て支援課長>

50世帯の増。

母子家庭100世帯の減、父子家庭50世帯の増、計50世帯の減。

母子家庭441万5千円の減、父子家庭192万円の増、計249万5千円の減。

<立花委員>

現行の受給者の世帯数と人数、改正後の世帯数と人数は。

<健康福祉部長>

平成24年12月現在で受給者数は3017人であり、改正後は母子家庭230人の減、父子家庭100人の増、計130人の減となる。

<藤本委員>

改正により父子家庭は対象が拡大されるが、母子家庭については所得制限が引き下げられハードルが上がるのでは、制度の維持安定のためではないか。趣旨は理解するが、市の財政負担は軽減するのでは。

<健康福祉部長>

財政負担は軽減する。しかし京都府の所得制限額は他府県に比べて高く対象範囲

が広がった。一般論として父子家庭は母子家庭より年間所得が高いと考えられていたが、実態調査の結果、年間所得は変わらないことが判明し、京都府が所得制限額を見直した。

～ 11 : 49

5 行政報告

亀岡市風しん予防接種費用助成について

< 健康増進課長 >

資料に基づき説明

～ 11 : 58

[質疑]

< 苗村委員 >

周知について制度説明のみか、罹患率の高い20代から40代男性の接種勧奨を含めた内容か。

< 子育て支援課長 >

緊急母子保健対策の周知として、対象は19歳以上の妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者と広報している。

< 苗村委員 >

周知の際は、罹患率の高い人に向け積極的な勧奨を含めるべきと考えるが。

< 子育て支援課長 >

春に風しんが流行し始めた時に、接種勧奨のチラシを庁舎内に設置し周知を行った。今回の助成制度については混乱を防ぐため対象者に向けての広報としている。

< 藤本委員 >

本市での風しん感染者は。

本市での子宮頸がんワクチン副反応の症例は。

< 子育て支援課長 >

本市の感染者数は7名。

本市において、報告はない。

[理事者退室]

～ 12 : 05

< 休憩 12 : 05 ~ 13 : 00 >

6 討論～採決

[討論]

< 立花委員 >

議案の説明や質疑への答弁がわかりにくい。委員長や事務局から申し入れておいて欲しい。3号議案は所得制限額を元に戻すべきと考えるが、対象が父子家庭に拡大したことは評価が出来る。

< 明田委員長 >

答弁の内容については申し入れをしておく。

[採決]

第1号議案 挙手 全員 可決
第2号議案 挙手 全員 可決
第3号議案 挙手 全員 可決

<明田委員長>

委員長報告は次回委員会で調整する。

<全員了>

~ 13 : 05

7 陳情・要望について

国に対しTPP参加の断念を求める陳情書

<明田委員長>

意見はあるか。

<苗村委員>

「国に対しTPP参加の断念を求める陳情書」は議会運営委員会で議論をしていただきたいと考える。委員会所管分の参考2「国民皆保険制度の堅持に関する意見書」については、委員会で意見書の提出が出来ればと考える。

<事務局>

陳情書は産業建設常任委員会も関わりがあり、1件の陳情書に対し環境厚生常任委員会と産業建設常任委員会で取扱いの検討をいただく。

<酒井副委員長>

今6月定例会中に内容を調査したうえで意見書を作成するのは無理がある。郵送での陳情書は聞き置く程度にしているが、今後意見書を作成する考えはあるか。

<西口委員>

意見書を提出する考えはない。国は既に参加を決定しており、参加断念を求めるのではなく、支援策など条件闘争をしていくべきと考える。

<苗村委員>

参考2については国民皆保険制度の堅持は非常に大事なことであり、委員会で意見書の提出をするべきである。

<立花委員>

TPP参加により医療が自由経済市場にさらされることが問題であり、国民皆保険制度を恒久的に守る意味で、医療の営利産業化は反対という意見書を提出するべきである。

<藤本委員>

陳情の趣旨は国に対しTPP参加断念を求める意見書を提出することであり、「国民皆保険制度の堅持に関する意見書」は、あくまでも京都府議会の参考資料である。

<竹田委員>

陳情の趣旨は藤本委員の意見のとおりであり、参考2の意見書は別に考えるべきである。

<眞継委員>

竹田委員の意見のとおり、陳情書とは別に参考2を今後委員会として検討していければと考える。

<立花委員>

京都府議会も同様の陳情に基づき 2 件の意見書を提出した。委員会として意見書を作成するなら参考 2 の文書で充分と考える。

< 西口委員 >

陳情の趣旨が T P P 参加の断念を求める以上、意見書提出の考えはない。参考 2 の意見書が新たに提出された場合は考える余地がある。

< 酒井副委員長 >

京都府議会では、参考 1 と参考 2 の意見書は可決されている。T P P 参加断念を求める意見書とは別に、参考 2 を考えてどうか。

< 藤本委員 >

陳情の趣旨は T P P 参加の断念であり、意見書と参考 2 は別に考えるべきであり、参考 2 は今後の検討とするべきである。

< 立花委員 >

採決しては。

< 竹田委員 >

今回の陳情書は聞き置く程度にし、参考 2 を今後検討しては。

< 苗村委員 >

委員会として、参考 2 の意見書をどう扱うのか採決しては。

< 眞継委員 >

参考文が添付されているので目が行くが、参考ではなく意見書の提出があって初めてどう扱っていくかを議論するべきである。参考 2 について採決するのは違うのではないか。

< 立花委員 >

京都府議会で可決された文書があるので、参考にして委員会でも意見書を作成してはどうか。

< 藤本委員 >

京都府で可決されているから議論するのでなく、陳情と参考 2 をこの場で一緒に検討し議論するのは間違いである。

< 酒井副委員長 >

参考 2 について当委員会で議論し、意見書の提出をする考えがあるのかを確認したい。

< 明田委員長 >

国に対し T P P 参加の断念を求める陳情書について、聞き置く程度とする。

< 全員了 >

参考 2 について意見はあるか。

< 西口委員 >

意見書が提案された場合は検討するが、今回の陳情及び参考 2 については意見書提出の考えはない。

< 苗村委員 >

参考 2 を元に意見書の提出を要望する。

< 竹田委員 >

委員会として意見書を提出する場合は全員一致が必要になる。

< 酒井副委員長 >

国民皆保険制度を堅持する趣旨の意見書を提出するかどうかの採決をしてはどうか。

< 眞継委員 >

採決には意見書案が必要であり、現在の状況では採決は無理と考える。今後どう進めていくかを考えてはどうか。

< 酒井副委員長 >

皆保険制度を堅持するかどうかでなく、今後そのような意見書を提出することについて委員会として考えが一致しているかを確認したい。一致していれば今後の進め方を考えてはどうか。

< 藤本委員 >

皆保険制度の堅持について、本日案もない状況では議論出来ないと考える。

< 苗村委員 >

常任委員会として、今6月定例会に意見書を提出することを検討しては。

< 竹田議員 >

意見書にこだわってしまいがちだが、常任委員会として、今後勉強し必要があれば意見書を提出すればいいのでは。

< 事務局 >

今6月定例会に委員会として意見書を提出するかを確認いただいた後に、今後委員会として検討をするかの確認をしてはどうか。

< 明田委員長 >

今6月定例会において委員会として意見書を提出するかの確認を行う。

意見書を提出することに賛成者の挙手を求める

挙手 少数（賛成：苗村委員）

今定例会で委員会として意見書を提出しないとする。

今後、委員会として検討するかの確認を行う。

今後、検討することに賛成者の挙手を求める

挙手 多数（賛成：酒井副委員長、苗村委員、竹田委員、眞継委員、立花委員）

委員会として今後検討することとする。

～ 13 : 55

8 その他

議会だよりでの委員会報告内容について

< 明田委員長 >

意見はあるか。

< 立花委員 >

3号議案の福祉医療費の対象が父子家庭にまで拡大したことと、1号議案のスプリンクラー設備について面積の小さいグループホーム等に設置することについての2点を掲載してはどうか。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

1号議案のスプリンクラー設備設置と3号議案福祉医療費について掲載する。

議会報告会での意見・要望等と回答について

< 明田委員長 >

議会報告会意見の対応について順に検討する。

亀岡地区中部2について報告とする。

- < 全員了 >
- < 明田委員長 >
大井 5 について参考とする。
< 全員了 >
- < 明田委員長 >
千歳 6 について参考とする。
< 全員了 >
- < 明田委員長 >
千歳 8 について報告とする。
< 全員了 >
- < 明田委員長 >
東別院 3 について報告とする。
< 全員了 >
- < 明田委員長 >
吉川 5 について参考とする。
< 全員了 >
- < 明田委員長 >
吉川 6 について、事務局説明を求める
- < 事務局 >
当日回答内容について一部削除し「風疹の予防接種に関しては、京都府及び市に補助を要望している」にし、対応を調査回答として正しく回答報告してはどうか。
- < 竹田委員 >
質問のはしかと回答の風しんは違う。調査回答で正しいはしかの回答をするべきである。
- < 明田委員長 >
吉川 6 について、調査回答とする。
< 全員了 >
- < 明田委員長 >
宮前 6 について報告とする。
< 全員了 >

次回月例開催について

- < 明田委員長 >
次回月例開催日については 21 日の常任委員会で決定する。
< 全員了 >

その他

- < 酒井副委員長 >
委員会視察のまとめについて、20 日がレポートの提出期限だが、紙媒体での提出も良いが、話し合いながら作り上げるのはどうか。
- < 西口委員 >
最終的に正副委員長でまとめ、結果を委員会で報告いただければ良い。
- < 酒井副委員長 >
各常任委員会でまとめかたが違うが、当委員会では西口委員の意見で良いか。
- < 眞継委員 >
正副委員長に一任する。

<酒井副委員長>

最終的には委員会で作り上げたいと考える。

<明田委員長>

20日には各委員にレポートを提出いただき、提出されたレポートに基づき正副委員長で意見を整理し、後日確認をいただくことにする。

散会 ~ 14 : 20